

第十三回国会
衆議院
地方行政委員会議録
第十二号

昭和二十七年三月四日(火曜日)
午前十一時七分開議

出席委員

委員長 金光 善邦君

理事 大泉 寛三君 理事 野村 專太郎君

理事 床次 徳二君 理事 門司 亮君

門脇勝太郎君 川本 末治君

佐藤 親弘君 前尾繁三郎君

吉田吉太郎君 藤田 義光君

大矢 省三君 立花 敏男君

出席政府委員

総理府事務官 吉岡 恵一君

（全国選挙管理委員会事務局局長）

総理府事務官 鈴木 俊一君

（地方自治庁次長）

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月二十八日

委員長尾達生君辞任につき、その補欠として橋直治君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十八日

本別町上水道敷設事業費起債認可に関する請願（伊藤郷一君紹介）（第一〇二三号）
狩猟者税軽減に関する請願（田嶋好文君紹介）（第一〇二四号）
遊興飲食税に関する請願（大泉寛三君外一名紹介）（第一〇三五号）
小学校改築費起債認可に関する請願（塩田實三郎君紹介）（第一〇三六号）
三月三日

消防法の一部改正に関する請願（川

第一類第三号 地方行政委員会議録第十二号 昭和二十七年三月四日

本末治君紹介（第一〇八八号）
助産婦に対する特別所得税等の課税適正化に関する請願（大石武一君紹介）（第一〇九〇号）
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三五五号）
地方自治に関する件
地方財政に関する件

○金光委員長 これより開会いたします。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。質疑を許します。立花君。

○立花委員 この改正によりまして、国家から地方にお出しになる金が幾らばかりふえるのか、これをひとつ聞きたいと思ひます。

○吉岡政府委員 お答えいたします。多分お配りしてあると思いますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案による選挙経費算出表という一枚刷りのものがござります。この中の裏のページの所に出ておりますが、この改正法で計算いたしました場合の、来年度に予想されている衆議院議員選挙の費用が、十四億五千二百万円余であります。

そのほかに同時に最高裁判所の裁判官の国民審査がござります。これに要する費用が四千二百万円余でありまして、両方合せましたものが十四億九千万円余になるわけでありまして、それから参議院の費用であります。これは現行法で計算いたしました費用が約十億六千万円、従つて、参議院と衆議院と同一ようには参りませんで、約四億近くの差が出て来るわけでありまして、ただこの中には地方へ配るものばかりでなくて、中央で使うものも入っておりますので、それが約二億ござりますから、差し引き純粹に法律改正によつてふえる費用というのは二、三億と御承知いただければいいかと思ひます。

です。その他の都道府県と市では従来現行法は二十三円ですが、これを三十八円四十六銭に増加しております。つまり十五円余の増加であります。それから町村の吏員につきましては、現在二十円で計算しておりますのを、改正案では一時間三十二円二十三銭と、十二円ばかりの増といふことで計算しております。

○立花委員 一時間二十円では非常に少いと思うのです。しかもそれが今申しますようになか／＼もらえていない。聞くところによりますと、この改正案がなか／＼決定にならないで、相当遅れるのではないかと見通しだと思ふのです。そうなりますと公務員は選挙をやりますと、たとえば今行われている六区の選挙など現実に行われているのですが、実際選挙あるいは徹夜をやりますが、少い手当しかもらえないといふことになつて参ります。非常に困ると思ひます。最初お聞きいたしました、全体として地方に参ります二億なり三億なりの金も、地方の財政の窮乏の中では立てかえが非常に困難だと思ふのであります。ところが、この問題でこの改正案が遅れました場合、何か補償の方法をお考えになつていかうか、これを承りたい。

○吉岡政府委員 この改正案では、一応原案では公布の日から施行といふことになつております。従つて東京の六区等には法律案を修正して遡及公布を持たせる以外に適用する用途がないわけでありまして、しかしながらもしそう

いうことになりましたら、つまり遡及公布を持たせれば六区の選挙にも適用になる。それに従つて国庫も出してくると思ふのであります。それまでものつなぎとしては、やはり地方である程度の犠牲を払つて立てかえておいていただかなければ、公務員には行かないという結果になるのです。

○立花委員 立てかえる能力がない。実際今ぎり／＼一ぱいで、地方は当初予算に組みましたものを半分にするとしような状態なんです。地方の公務員の整理も実際日程に上つております。こういう場合立てかえるといふことは非常に困難なんです。法律をお出しになるのであれば、すぐやつていただか、いろ／＼都合で延ばさなければならぬなら、その間の補償の方法を具体的に考へていただかなければならぬと思ひます。

それから今お話になりました立てかえの問題ですが、二十五年で参りましたか、地方がやはり選挙の費用として立てかえました金二億七千万円でありましたか、これがやはり中央の査定と食い違ひまして、なか／＼もらえない話がございますが、査定あるいは審査の問題、これを根本的に改正しておいていただかないと、地方が実際必要で入り用なだけ出した場合に、やはりそれが中央の査定にひつつかつて、地方の出しただけ損だ、立てかえがもどつて来ないという場合が現実にあつたわけですから、この点をどういうふうな改正されようとお考えになつ

ておるのか承つて置きたい。

○吉岡政府委員 この前の二十四年の衆議院の選挙のときは、ああいう行き違いができて、ただあのときはあとでこれだけ足りないといつて、地方から要求して来られたのに、その金額をそのまま交付はしなかつたのであります。それはつまり足りないといつて要求をした方が得だといふような結果になるに困るものですから、ああいう措置をとつたのです。今度は改正法を適用するか、あるいは現行法を適用するかのどちらかでありまして、金額があらかじめわかつておりますから、それは向うの要求が改正法で計算されたのであれば、要求だけ出せるわけでありまして、この点はさしつかえないのであります。

○立花委員 前の場合も現行法で地方は計算して出したのが、やはり査定の上で行き違ひがあつて全部取れなかつたので、今度の改正法では、そういう地方との紛糾が起らないようになつておるのかどうかという点に対する質問なんです。

○吉岡政府委員 この前のときはこの法律がまだ出ておりませんでした。地方の計算というのはまち／＼であつた。しかしながら今度はこれによつてやりやすから、はつきりいたしますので、査定という問題は起らないと思ひます。

○立花委員 それから選挙の問題に關連して聞いておきたいのです。最近新聞によると政府は、憲法改正のための国民投票の問題をお考えになつておるといふことなんです。どの程度お考えになつておるのか、重大な問題だと思ひますので聞いておきたいと思ひま

す。

○吉岡政府委員 憲法改正の国民投票の問題であります。これは私どもの方で資料を集めておる程度でありまして、あれは憲法付属の法典を、いろいろ準備いたしました当時資料を集めまして、ある程度問題を検討したわけでありまして、その後選挙制度調査会で検討しました問題点を、一回委員会を議をいたしました。それでそういう程度の資料を集めておるといふだけで、まだ案というものはつくつておりません。

○立花委員 具体的な案はともかくといたしまして、大体的な根本的な考え方のごいふことが、これは新聞の発表によりまして現行の公職選挙法によるのだ、あるいは改正された公職選挙法によるのだといふふうに出ておりますが、そういうふうなお考えなのかどうか。別に国民登録法といふものをおつくりになるお考えなのか。公職選挙法に準じておやりになるおつもりなのか、基本的な考え方をひとつ承りたい。

○吉岡政府委員 まだ十分研究しておりませんが、私も今までのいろいろ資料を調べたところでは、やはり別な法律の方がいいんじゃないかという個人の考えを持つておりますが、政府としてどうするかという点は、全然検討はいたしておりません。

○立花委員 国民登録の問題は案ができていないといふことですから、それまでにしておきます。元にもどりました。さいぜんの費用の問題ですが、二十四年度の選挙に、地方と中央と食い違ひがございましたのは、単に法律ができていなかったといふ問題だけではなし

に、国でお出しになる基準が実際上は非常に実情にそぐわない低い金額で、それでは地方で選挙の執行ができな。実際はもとと高いものをださなければ働かざるを得ないといふことで、費用がさだめられたいと思ひますが、これは労務の費用だけではなしに、物品の問題もあるでしようが、結局、中央で査定になる基準よりも、地方の方は実際高く振なければならぬといふところから、大きな食い違ひが出て来たのだらうと思ひます。今お聞きしたような一人当りの費用では、やはりこの問題が出て来るのではないかと思ひますが、この問題をどういふふうにお考えになつておるか。実際働く者の手当が非常に少い、実情にそぐわない金額で計算されておるといふことになつて参ります。どうしても無理ができておると思ひますが、この問題を實際的にどう解決される御用意があるのか、この点をお聞きしたい。

○吉岡政府委員 ただいま申し上げた数字では、ちよつと御説明が足りないかと思ひますが、このほかに勤務地手当が加算されます地域では、もう少し上げになります。ただ問題がございまして、これは大都市のある府県であります。これはやはり地方で見ている地方財源の基礎を採用せざるを得ぬと思ひます。ありまして、この基準の法律に使つております単価は、二十七年年度の国庫負担地方委託職員を大蔵省で見しておりますが、この基準によつたのであります。この基準のよしあしといふことはあると思ひますが、国としてはやはりこの基準によらざるを得ぬと考へて、この数字を出したわけでありまして、

○立花委員 たとえば町村ですが、町村はあまり勤務地手当もないような状態です。あつても非常に少いが、その場合にもやはり、二時間残つても六十円しかもらえない。晩飯食ひますと、何のために残つたのかかわらないといふような状態が出て来るので、これはどうしても実際上は地方の負担にならざるを得ないと思ひますが、その点をやはりもつと考へて、實際入用の金だけは出すようにする必要があると思ひます。これでは非常に少いとお考えにならないかどうか、これで實際の勤務がやれるという見通しがあるかどうか、地方の負担にならずに、町村の負担にならないので、これで選挙の事務がやれるとお考えになるかどうか、お聞きしておきたい。

○吉岡政府委員 やはり単価の問題は国の予算全体の問題だと考へます。選挙についてだけどうこうということとは、ちよつと申し上げられないと思ひます。

○床次委員 ただいまお答えがありましたが、実はこの単価の引上げについては、私は現状から申し上げて必要なのは、私は現状から申し上げて必要のことだらうと思ひますが、実はお説明の中に落ちておりましたのは、地方の管理委員会、どのくらいの単価の増加要求をしていくかという点であります。当局自体がいろいろお考えになつておることは、まことに適當とは思ひますが、はたしてこれで地方の要求を満足せしめ得るかどうか、あるいは地方の実情とのお相当開きがあるのではなからうかといふ点について、多少私も疑ひを持つておる。この点について、やはり当局側としても、地方の要求に合うし、また実情にも合ひ得るのだ

というだけの納得せしめる資料をお出しになることがよいのではないかと。なほ増額には異存はありませんが、これでも足りぬのじやないかといふことを懸念するのです。どうかその点を御説明できるような御手配をお願いしたいと思ひます。

○吉岡政府委員 これは大体都道府県の選挙管理委員会の連合会、それから五大都市、市区町村とおの／＼ございまして、この当局に話しまして、おおよそ了承を得た金額であります。もちろん都道府県あるいは市町村の希望通りではございせん。やはり節約をして選挙を執行してもらいたい、こういう考え方のごいふことが、ただこれを使ひます際に、こちらから交付しました目的通りではなしに、やはりこの選挙の費用のうち、相互にある程度融通がききますから、そういう点を考へて、これで十分ではないが、節約すればやつて行ける金額だと思ひます。

○岡田委員 はつきりしないらしいのですが、実は今までの立花君の質問については、十分聞いておりませんのでわかりませんが、今の床次さんとの間の座談を聞いておりました、やはりわれわれが一番危惧している問題だと思ひます。それで今の御説明だけでは、私も納得が行かないのであります。それはこの前の総選挙のときに、当局は苦勞をされたので、私は十分御了承だと思ひます。ああいう事態は必ず起ると思ひます。起らずには済まぬと思ひます。ことにこの予算を組まれているのが、いつの標準が私は知りませんが、問題は次の選挙が行われるのは、おそらく十一月になりますか、十月になりますか、あるいは吉田さんの筆法

から行きますと、一月になるのかどうかわかりませんが、そのころには物価の開きは相当出て来ると思っています。従つて今予算で組んでいても、実際に執行する末端の選挙管理委員会では、この予算だけではやれないのは私は当然だと思ひます。従つてそこには必ずギャップが出て来る。ギャップの出るだけ地方でカバーしないわけには参りません。そこでカバーしたものが、この前のように、選挙が落んで半年あるいは一年もたたなければ出してくれない。しかもカバーしたのを全管の本部に通知し、あるいは大蔵省に了解を求めると、それがよいとか悪いということ、地方は非常に迷惑をした。そういう迷惑のかからないようにするためには、まずあなたの方で、この費用をオーバーするようものがやむを得ず出て来たときには、必ず補償するという言質だけはお願いしたいと思ひますが、それができますか。それができないと、この費用も一応暫定的に認めるだけで、実際の選挙はうまく行かない。私はそういうことを心配する。地方の選挙管理委員会では、実際選挙にぶつかつて、費用が国からこれだけしか来ないから、これだけしかできないというわけに参らぬのであります。やはりいるだけのものはどうしてもある。従つてオーバーしたもののだけはぜひ補償するということを、ひとつこの機会にあなたの方からはつきり言つておいてもらいたい。その点をひとつお願いします。

○吉岡政府委員 この前の衆議院の選挙のときと御比較になりましたが、あのときには、私どもの方にも十分な選挙執行費用の調査がございませんで、

資料不足のために、やはり多少の食い違いがあつたのであります。今度は相当調べておきますから、そういうことはない。しかしながら一般物価の騰貴で、いろ／＼やれないような問題があると思う。ある程度であれば二千万円の調整費というのが別にありますから、それでまかない得る。それでもどうしても行かないという場合には、もし法律の改正が必要であれば、そのときの措置でやる。ただ全体が来年度の予算に計上しておる問題でありますから、国の予算執行全体の問題とも見合つて行ける、同じ問題ではないかと考へております。

○門司委員 私は、今度きめられておられます測定単位というものがどこにあるかわかりませんが、ただいまの質疑の中で、多少地域給を考慮しておるというお話でありましたが、実際問題として、今の予定の通りに、総理大臣の言つておられる通り、一月になりますと、東北地方は思はざる費用がかかるのであります。実際問題として、ここに見積られております普通の費用だけでは想像のつかないものが、必ず出て来ると私は思ふ。今のお話で二千万円の予備費がつてあるということとはわかつて参りましたが、それだけでさういふものがまかない得るという御確信があれば別ですが、私はさういふものを危惧するわけでありませう。選挙はその時期によつて費用が違ふのであります。夏に行われれば、実際上の問題として木炭その他の燃料費はいりませうまい。冬になれば、普通の所でも燃料費はかさんで参る。これはなか／＼ちよつと簡単にけぬものではないです。その時期が相当ものをいう。その時期

が費用を支配する可能性を相当持つておりますので、従つてそれだけのものはあなたの方で、今のうちに間違ひのないのだ、この前は少し間違ひがあつたがということでないに、私は間違ひがあつては選挙に支障を来すというところが危惧される。この前あつた結果を見ておきますので、おそらく地方の選挙管理委員会では、うっかり費用を使つてしまつと、あとくれるかくれなにかわからぬから、このくらいでやめておこうというので、選挙に支障を来すということができやしないか。従つて予算を組み直すの大げさなことになつておるようでありませうが、私は中央から出そうとすれば、何も補正予算をとらなくても、いくらかやる方法があるんじゃないかと考へられる。従つてさういふ場合には国が必ず保障する。地方の財政には迷惑をかけないということだけは全管の立場としては言つてもらわないと、さういふことでは、地方に迷惑をかけるかもしれないから、さういふようなことは、はつきり言つておいてもらいたいと思ひます。

○吉岡政府委員 もし多季間に選挙があつたらという場合のお話でありましたが、これは燃料費として多季間に行われた場合の費用は別にとつてありますから、その点は十分にやつて行けると思ひます。

○門司委員 私はただ多季間の例を引いただけで、多季間のことを申し上げたものではありませんが、さらにそれを申しますと、予測しがたい大雪が降つて来て交通が杜絶している。さうして選挙管理委員会からあるいは選挙の現場まで監視に行かなければならない場合に、普通なら歩いて行ける、あるいは

は車でも行けるが、さういふ場合にどうしても行かなければならぬときに、思はざる費用がかかる。さういふ費用は見えて参りますか、費用が見えて参つたら、その経費ははつきりこの中に出しておいてもらいたい。

○吉岡政府委員 見てあります。

○門司委員 この中のどこに書いてあるか、はつきり説明しておいてもらいたい。

○吉岡政府委員 今お話のような不時の場合は、やはり調整費にかかつて来るとおと思ひます。

○門司委員 それでは最後に申し上げておきたいと思ひますことは、さういふ特別の費用がある、あるいは物価の値上り等によつて、この予算の中ではやれないことがあれば、とにかく二千万円の調整費で大体まかなえるという当局の方針であります。それまではいいと思ひます。しかしそれ以上オーバーした場合には、一体予算のことをいふ／＼言われておりますが、国はそれだけのものを保障するといふお考えですか、保障しないといふお考えですか、その点はつきりしておいてもらいたい。

○吉岡政府委員 選挙に対する刑罰であります。これはわれ／＼も同様の考へであります。ぜひやらなければいかぬという考へを持つております。ただ具体的にどういふことをやつて行くかといふことは、まだ申し上げることができないのであります。予算といたしまして、これは選挙の刑罰といひます。むしろ民主主義の徹底に、非常に僅少ではあります。二千万円計上されてはいるような状況であります。ぜひ御趣旨に沿つたような事務をやつて行きたいと考へております。

○野村委員 選挙に関する事前運動については、先般の委員会でもいろ／＼質疑応答があり、管理委員会が選挙法に關して非常な熱意を持つて研究されておることは承してあるわけですが、今日国内で行われておる事前運動は、先般の数度におたつた質疑応答によつては、非常に不満足なものであります。常に政治に対する啓蒙というところが、やはり一番大切なことであるかと思ひますが、今日いわゆる選挙腐正を根幹とする活発な啓蒙運動の片鱗が見られないことを、非常に遺憾に思つておるわけでありませう。どんな完全な選挙法ができたとしても、おそれくこれができたときにはもう事実上の選挙が終つてしまつておるのではないかと、さう考へておるものでありませう。さういふ点からこの選挙腐正に關する常時の啓蒙といふことを、私は強く管理委員会に要望いたしてやまないのですが、この啓蒙に對して今どういふ手が打たれておりますか、その点を伺いたい。

ら、そういう点から選挙管理委員会が健在である限りは、ひとつ必要な経費費は勇敢にどん／＼要望されて、今日選挙肅正によつて管理委員会が健在なることを要望してやまない次第でございます。民間の輿論をいろ／＼喚起するまでの熱意なり、その打つ手がまだ具体的に表に現われておらぬことは非常に遺憾に思われる。すでにもう今時期おそしの感があるのです。政府当局、管理委員会当局に、その健在であるところを具体的に強く示されんことを要望しておくわけであります。

○門司委員 この問題と別ですが、この前のに關連してちよつと聞いておきたいと思ひます。例の福島県の湯本の財産区の問題ですが、町長がどうして選挙をしなかつたかということをお調べになつた資料がありますか。もしお調べになつた資料がありましたら、ひとつ御報告願ひます。

○鈴木(俊)政府委員 目下調査中でございまして、できましたら御報告申し上げます。

〇門司委員 このことについてですが、法規上から見ますと、選挙を行わなければならない。いわゆる昭和二十一年であります場合は、おそらくこれは管理庁である町長だと思いますが、選挙を行わなくても実は罰則はないわけであります。告示をしなかつたからといってこれに対する罰則が、選挙法の中あるいは自治法の中に何も書いてございません。従つて法律的にそれがよくないということは言えないと思いますが、しかし實際道徳上の問題としては非常に困る問題であります。少くとも自治庁できめております以上は、告示をしなくても罰則がないからとい

つて、地方庁がそのまま放つておくわけには行かぬと私は思います。これは現実であり、事実でありますので、否定するわけに参りませんが、そういふときに何らかそれについて当然選挙の告示をすべき立場にあつた人が、告示をしないことについての――先ほどから申し上げておりますように、法律の中には別に告示をしなければならぬ、告示を忘れた場合にはこゝういふ罰則があるという罰則は何もないのであります。その処置を何か考えられておることがありますか、もしありとするならば、この機会にひとつお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○鈴木俊政府委員　特に普通の一般職員でございまして、職務上の義務に違背したとか、職務上の義務を怠つたという場合においては、懲戒の処置があるわけですが、市町村長等につきましては、そういう特別の規定がないわけにございまして、もつぱら住民のこれに対する批判によつて、解決するほかはないと思います。

○金光委員長　それでは地方自治に関する件、地方財政に関する件の両件を一括して調査を進めることといたします。

それではまず、本国会に政府より提出を予定せられております各種法案につきまして、この際その大綱について説明を聴取したいと思います。鈴木政府委員。

○鈴木(俊)政府委員 本国会に提案を予定いたしております法律案は、目下鋭意立案中でございますが、ただいま御配付申し上げました法律案の要綱につきまして、いわば骨子となる点だけ

が、政府の方針としておおむね考え方が固まつて参つておりますので、その点につきまして簡単に御説明を申し上げます。

まづ地方自治法の一部を改正する法律案要綱でございます。これは大体地方公共団体の組織、運営に關しまして、その合理化、能率化、簡素化をはかる見地から、それら若干の改正を加えたいという考え方でございます。まづ地方団体に對する事務の委任であります。今日は事実省令等によりまして委任をされておるものがあるので

あります。そういうものをできるだけ法律または法律に基く政令によつて委任をするようにいたしまして、地方事務の膨脹をできるだけ避けて参りたいということが一つであります。それから地方団体に義務的に処理させる事務を明確に法律に規定いたしましたして、地方団体の側から申しますれば、どういふ仕事が自分たちの責任として、法律上要求せられておるかということを明らかにして参りたい。それによつてそ

の事務処理の明確化、責任の帰属を明瞭にいたしたいという考え方でございます。それから市の階層分合と申しますか、市制施行でございますが、これにつきましては、今日法律上の要件として人口三万なければならぬということになっておるのでありますが、地方行政調査委員会議の勧告におきましては、人口五万にしたらどうかという勧告があるわけであります。ところが現在人口五万未満の市が、たしか百十三ございまして、五万という基準をとりましても、どうも実際に即しないような感じがいたしますのであります。また事実は五万になりますと、ほとんど市に

なるようなものもなくなつてしまふようなことでございます。ただ現在地方行政調査委員會議で五万にいたしましたそもぐの理由は、いわゆる市らし

からぬ市がだん／＼とふえて来ておる
 というような実情で、法律の定めてお
 りまする要件に忠実に市制施行が行わ
 れることを保障する必要があるのでは
 ないか。やはり市になりますといろ
 いろ組織、機構等がそれに伴ひまして
 膨脹することにもなりまするので、真
 に市としての資格に値するものが市
 となるようにすべきではないか。また

この市というのは中央の行政と密接な関係があるわけでありまして、行政区画にもなっておりますので、行政区画の中で、そういう意味で国と地方両方の見地からの調整をはかるようにいたしたいということ、総理大臣に協議を希望にさらに協議を得るようになしたか、これは現在知事が処置をいたします

すると、それで原則として処分が終りまして、ただ届出を総理大臣にして、総理大臣が官報に告示をする、こういうことになつておるのでありますが、とうもその届出が勵行せられないのであります。そのために、政府が實際つかんでおります市町村の数あるいは名目と、現実に府県にあります市町村の数、名前というものが、遺憾なことには食い違つておるのであります。やはりこれは、いやしくも地方団体の名称区域というものがはつきりしておりませんと、国政の上からも困りますので、その把握を正確にする、そうして省庁とも行政上みな關係がございます

るので、各省にもそのことをはつきり連絡ができるようにいたしたいという意味で、告示によつて効力が生ずるようにした、こういう改正でございます。

す。その次は合併の問題であります。が、これにつきましても調査委員会議の報告がございますので、府県といましては公聴会を開いたり、あるいは議会の議決を経たりいたしまして合併の計画を立てまして、それを関係の市町村に勧告をすることができるようにしたかどうかという考え方であります。それから次は、先般問題になり

久六島の所屬の問題であります。ああいうような場合の所屬手続が明確でございませんで、それを書き加えるようにしたい。その他市町村の境界線の確定の手続を、実情に即するよう調整をしたいということでもあります。その次は議会関係であります。議員定数につきましては、合理的な基準を法定いたしました。条例でそれが減増できるようにしたい。現在都

道府県におきましては、これが固定をしておりまして、増減できないようにしておきますので、そういうふうな点を考慮して調整したい。それから議会は現在定例会、臨時会というふうなことになるのでありますが、これを通常会、臨時会、ちやうど国会等と同じような開催方法にいたしたいと考えております。それから執行機関の關係でありますが、これは地方団体の長に対する事務委任を、やはり法律、政令に基くものになければならないといううにいたしますとともに、業務的、地方団体の長に処理させる事務は、やはり地方自治法に列挙するよ

次は地方公営企業法案の要綱であります。これは地方公務員法を国会において御制定になりました際の、政府の一つの約束事項のようなことになっておりまして、今回の国会に地方公営企業法案を提案したいと考えておるものであります。原則といましては、地方団体の経営しております公営

企業、これは電気、水道、ガス、地方鉄道、軌道、バスといったような種類のものではありますが、こういうものの経営につきましては、国に公共企業体を設けてやつておるのでありますが、地方は特にそういう団体を設けませんが、地方団体自身が住民のサービスのための団体でありますので、地方団体の組織自体を公営企業の経営に適合するように合理化いたしまして、これに対処して行きたい、こういう考え方があります。すなわち企業の経済性と公共性と両々相まつて運営できるようにしたい。それからこの法案は、公営企業の組織なり財務なり、職員的身分取扱い、この三点について規定するわけでありまして、やはりある程度の大きさの規模のものでありまないと、そういう特別の取扱いをすることがかえつて煩雑になりますので、一定の規模以上のものにだけ適用するようにいたしたいと考えております。

〔委員長退席、野村委員長代理着席〕

しかし地方団体が特に小さいものでも適用してさしつかえないという場合には、その規模以下のものにも適用できますし、また列記されております公営企業以外の公営企業、たとえば競馬、競輪、病院事業というようなものにも適用したいというならば、適用するよう弾力性を付して行きたいと思ひます。

その次の組織につきましては、公営企業の全体を管理する責任者を置きまして、それを管理者ということにいたしてあるのであります。東京都に例をとりますと、交通局長とか水道局長とあります。交通局長と、それを法律上管理という名前のままで、それを法律上管理

者として呼んで行きたい、その管理者は一般職といたしまして、長が吏員のの中から任命をいたしますが、一定の期間はその職におり得ますように、在職間はある程度保障して参りたいというふうに考えております。なお管理者に対しては、特定の重要事項は別でありますが、それ以外の一般的の経営に關する執行権あるいは、代表権というようなものを與えて、事務の簡素化をはかりたいと考えております。

會計を設けて獨立採算制でやつて行く。建前はいわゆる現金主義の官行式會計ではなくて、發生の都度記帳する發生主義の企業式會計にしたい。従つてその他の予算制度、決算制度、出納制度につきましても、一般の企業の場合とできるだけバランスをとるようによに改正をしたいと思います。

が、これは公営企業の業務について管理監督の地位にある職員、いわゆる監督者でございます。こういうものは当然地方公務員法の適用を受けるような建前になるわけですが、それ以外に建前の企業に従事しておる本来の企業職員につきましては、別に地方公営企業労働関係法といふものをつくつて、そこで労働関係を規定して行きたい。しかし労働関係以外の身分取扱いにつきましては、政治的行為の制限、職員団法等必要な規定についての地方公務員法の適用外を認めますが、その他は地方公務員法の定めるところによるところにいたしたいのであります。これは若干準備がいりますので、もし御協賛を願へば、十月から施行するようになつたと思います。

それから地方財政平衡交付金法の一

部改正でありますが、これは昭和二十六年度までは、平衡交付金の測定の單位及び單位費用というものは、地方財政委員會の規則で定めてよろしいことになつていたのであります。が、二十七年からは、これを法律で定めなければならぬことになつておるのであります。そこでその趣旨に応じまして、それぞれ法定をして行こうということでもあります。

まゝ最初に書いてあります行政項目の測定單位は、現在の建前をここに書いてありますように変更いたそうというのであります。それ／＼地方団体なによりまして、この地方の御要望によりまして、この方が合理的であるというのでかえたのであります。一例を申しますと、たとへば警察費であります、警察法の中

に九万五千という自治体警察の職員の数が規定されていたのであります。が、今日はそれが削除され、従つて市町村は自由に置き得べき警察吏員の数を定めることができるわけであります。そこで警察吏員数を測定單位に

たしますと、市町村によつて非常に不均衡が生じて参りますので、そういう自主的にきめられるものを押えませんが、人口というような客観的なファクターをつかまえて、警察費をはじき出そうというところであります。消防費の床面積も官庁の建物が入りませんとか、農家等の床面積がいたずらに大きくて、どうも調子が合わないという上のような実情にありますので、人口というような比較的客観的な標準で押えようというわけであります。

社会福祉費につきましても同様であります。それから衛生費につきましても、暫定的な特例を置きたいと考えて

おります。労働費につきましては、今までいわゆる失業対策費というものが、臨時的な経費として一般の交付金の財政需要の中に測定されておらなかったものであります。今回これを一般交付金の中に収入れて参りまして、失業者数を測定單位にいたしまして、労

働費を見るようにいたしたい。それから林野行政費につきましては、林産業の従業者数というものは、非常にでこばこがございますのでそれを落しまして、民有林野の面積で行きたい。徴税にいたしましたのは、税額を一応基準にいたしました、もちろん納税義務者の多寡によつて変更するわけでありまして、それは補正の方で運用して行きたいという、実質的な改正をいたしたいと思うのであります。

なお社会福祉費の測定単位であります
すが、これは当分の間人口、児童福祉
施設入所者数及び被生活保護者数と
し、衛生費の測定単位は、昭和二十七
年度に限り人口及び保健所数を採用し
たい。

それから單位費用でありますが、これも法律で二十六年までは規則でいいが、二十七年から法律で定めることになつておりますので、法律で定めるが、地方行政にかかる制度の改正その他特別の事情によつて変更する必要があつた場合には、規則で定めることができる。ただその場合には国会に報告するようにしたいということであります。

それから測定單位の教値、補正係数及び基準財政収入額の算定方法であります。これは従来恒久制度としても、規則でよいことになつておりますが、こういう教値をいかに定めるかという

ことによつて、まるで財政需要額が變化して参りますので、これも重要事項でありますから、法定するようにいたしたい。ただ實際問題としてまだ確信のある数字が持てませんので、当分の間財政委員会規則で定めることにいたします。

次の基準財政収入額の算定につきましては、税務署等にあります国税の課税基礎になつております税額を見せてもらふ必要がありますので、その根拠規定を入れたい。

それから特別平衡交付金は、現在普通交付金の百分の十になつておりまして、二十六年限度限りでなくすることになつておるのであります。が、やはり一般の測定方法によつて測定できない各種の財政需要がありまして、それを調整する必要がありますので、ある程度残しておきたい。ただ失業対策事業費のように、従来特別交付金の方で見えておりましたものを、さつき申しましたように、一般の普通交付金の財政需要に入れまして、そんな関係もありまして、百分の二だけを落して、百分の八の程度にいたしたいということであります。

それからその次は、地方団体の行い、ます行政につきまして、一定の行政水準を維持することが法律上要求されております。場合には、これを維持するようにに国の各省に対しての勧告権を認めるようにいたしたい、その要求に従わなかつた場合には、交付金を減額する、という措置を考えたいということであります。

最後に地方制度調査会であります。
先ほど地方自治法の一部改正法律案の
要綱について御説明申し上げましたの

昭和二十七年三月八日印刷

昭和二十七年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所